

令和7年度横浜市高等学校奨学生募集要項

横浜市教育委員会

1 応募資格 次の(1)から(4)の全てを満たす方が申請できます。応募資格を満たさない方は選考されません。

- (1) 保護者が横浜市内在住の方
 - ・令和7年4月30日以前から奨学生願書の提出期限の時点も継続して市内在住であること
- (2) 高等学校に在学し、品行方正な方
 - ・「高等学校」は特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程を含みます。高等専門学校、専修学校、各種学校、別科、専攻科等を含みません。
 - ・高等学校の市内・市外、国公立・私立は問いません。
- (3) 学業成績が前年度1年間の全履修教科・科目の評定平均値において5段階評価で3.50以上の方(小数点以下第3位を四捨五入)。

※3.495…以上=3.50
 ※3.494…以下=3.49

 - ・学業成績が3.50未満の方は採用されません。
 - ・新1年生の場合は、中学校第3学年末の全履修教科の成績 ※高等学校受検時の成績ではなく、学年末に出された成績です。
 - ※中学校には、特別支援学校の中学部、中等教育学校の前期課程、義務教育学校の後期課程を含みます。
- (4) 経済的理由により高等学校の修学が困難な方
 - ・目安：4人家族の場合で世帯収入が約500万円程度の方
 - ・上記の金額を超えた世帯収入がある方も採用になる場合があります。

高等学校等就学支援金や神奈川県高校生等奨学給付金と併給できます。他の奨学金等との併給も可能です。併給を受けようとする他の制度が併給可能であるかを確認してください。

令和6年度以前に本奨学生として採用されている方は、原則として正規の修業年限まで支給されるため、改めて申請する必要はありません。

- 2 支給額(返還不要)
年額 60,000円(月額 5,000円)
- 3 新規採用人数
約900人程度(継続採用者と合わせて計2,000人を採用予定)
- 4 選考方法
申請多数の場合は、応募資格を満たす方の中で生計状況の厳しい方から採用します。生計状況が同程度の場合は学業成績が上位の方から採用します。
- 5 支給期間
本奨学金は、原則として正規の修業年限(入学してから本来卒業する年度)まで支給されます。年度末に高等学校より提出いただく報告書を横浜市が確認し、修業状況に課題が見られない場合は、継続して採用されます。
- 6 申請方法・提出期限
本資料中面2、3ページを確認してください。
- 7 問合せ先 受付時間 8:45~17:15(土曜日・日曜日・祝日を除く)

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市教育委員会事務局学校支援・地域連携課 高校奨学金担当
電話 045(671)3474



※本募集要項・申請書類様式は横浜市ホームページからダウンロードして使用できます。
横浜市奨学金 検索 上記二次元バーコードからもホームページを見ることができます。

8 申請から奨学生の決定・支給までの流れ

